

租税特別措置等に係る政策の事後評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称		収用等に伴い代替資産を取得した場合等の課税の特例 ※公有水面の埋立てに係る場合
2	対象税目	① 政策評価の対象税目	法人税・義 所得税・外
		② 上記以外の税目	
3	内容		《制度の概要》 国若しくは地方公共団体(出資金又は拠出金の全額が地方公共団体の出資又は拠出による法人を含む。以下同じ。)が行う公有水面の埋立て又は土地収用法第3条に規定する土地収用事業の施行者が当該事業の施行に伴って行う公有水面の埋立てにより、法人等の漁業権等が譲渡される(消滅する)場合に、当該漁業権等の消滅があった事業年度において当該法人等が取得した補償金をもって代替資産の取得をし、かつ、当該代替資産の帳簿価額について圧縮限度額の範囲内で損金経理し減額したときは、当該減額した金額について、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入することができること等とする。
			《関係条項》 租税特別措置法第33条、第64条
4	担当部局		国土交通省 水管理・国土保全局水政課、港湾局総務課
5	評価実施時期及び分析対象期間		評価実施時期: 令和7年8月 分析対象期間: 令和2年度～令和6年度
6	創設年度及び改正経緯		昭和34年創設
7	適用期間		恒久措置
8	必要性等	① 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 漁業権等の消滅に対する補償の円滑化・迅速化による効率的な公共事業の実施。 《政策目的の根拠》 (国土交通省政策評価基本計画) 政策目標 9 市場環境の整備、産業の生産性向上、消費者利益の保護 施策目標 30 社会資本整備、管理等を効果的に推進する
		② 政策体系における政策目的の位置付け	政策目標 9 市場環境の整備、産業の生産性向上、消費者利益の保護 施策目標 30 社会資本整備、管理等を効果的に推進するに包含
		③ 租税特別措置等により達成しようとする目標	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 公共事業の用に供するための公有水面の埋立てに伴う漁業権等の消滅に対する補償交渉を円滑かつ迅速に進めることにより、効率的に公共事業を実施する。 ※漁業権等を有する法人等を取り巻く状況は地域や時期等によって異なり、同種の工事であっても補償額や交渉に要する期間は状況によ

			って異なるものであることから、本措置の効果を定量的に把握することは困難であるため、測定指標を設定していない。
		④ 政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与	《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 公有水面の埋立てに伴う漁業権等の譲渡(消滅)は、高い公益性を有する公共事業の実施のために必要となるものであり、これが円滑に行われない場合には、公共事業の実施に支障を来すこととなる。 本税制特例により、漁業権等を喪失した法人等が取得した補償金をもって取得した代替資産等に係る租税負担が軽減されることから、公有水面の埋立てに伴い発生する漁業権等の消滅に対する補償交渉が円滑化・迅速化し、効率的な公共事業の実施が可能になるため、効果的な社会資本の整備に寄与することとなる。
9	有効性等	① 適用数	令和2年度 0件 令和3年度 0件 令和4年度 0件 令和5年度 0件 令和6年度 0件 【算定根拠】 適用数等の把握に際しては、国土交通省水管理・国土保全局、港湾局が実施した「公有水面埋立て免許(承認)に係る補償費(漁業補償費等)の調査」より、免許庁(都道府県又は港湾管理者)を通じて埋立事業者に対して年度ごとの補償実績の全数調査を実施した結果を集計しており、適用対象者が想定外に特定の者に偏ったものとはなっていない。 埋立免許を受けた事業であって漁業権等の消滅に対する補償が行われたもののうち、当該補償金をもって代替資産等を取得したものについては本特例を適用するものと想定して算出したが、本措置の適用はなかった。 なお、租特透明化法に基づき把握される適用実態等に関する情報は、本措置以外の租税特別措置等の適用数等を含んでおり、本措置のみの適用数等を抽出することができないため、当該情報を用いていない。
		② 適用額	令和2年度 0百万円 令和3年度 0百万円 令和4年度 0百万円 令和5年度 0百万円 令和6年度 0百万円 ※記載金額は補償額である。 【算定根拠】 国土交通省水管理・国土保全局、港湾局にて「公有水面埋立て免許(承認)に係る補償費(漁業補償費等)の調査」を行った結果、本措置の適用はなかった。
		③ 減収額	令和2年度 0円 令和3年度 0円 令和4年度 0円 令和5年度 0円 令和6年度 0円

			【算定根拠】 国土交通省水管理・国土保全局、港湾局にて「公有水面埋立て免許(承認)に係る補償費(漁業補償費等)の調査」を行った結果、本措置の適用はなかった。
		④ 効果	《政策目的(8①)の達成状況及び租税特別措置等により達成しようとする目標(8③)の実現状況》 (分析対象期間: 令和2年度～令和6年度) 補償金をもって代替資産を取得するかは補償を受けた者の意思次第であり、必ずしも代替資産を取得するとは限らないため、今回分析対象期間においては代替資産の取得実績が無かったものの、今後、埋立ての規模によっては、代替資産(近傍地における漁業権等)を取得する場合も想定される。 【使用したデータ(文献等の概要又は所在に関する情報を含む)】 — 《租税特別措置等により達成しようとする目標(8③)に対する租税特別措置等の直接的効果》 (分析対象期間: 令和2年度～令和6年度) 今回の分析対象期間においては、代替資産の取得が行われた実績が無かったものの、今後、代替資産の取得が行われる場合には本措置は補償交渉の円滑化・迅速化に資するものである。 【使用したデータ(文献等の概要又は所在に関する情報を含む)】 — 《適用数(9①)が僅少等である場合の原因・有効性の説明》 補償金をもって代替資産を取得するかは補償を受けた者の意思次第であり、必ずしも代替資産を取得するとは限らない。 今回分析対象期間においては代替資産の取得実績が無かったものの、今後、埋立ての規模等によっては、代替資産(近傍地における漁業権等)を取得する場合も想定されるため、本措置は継続すべきものである。
		⑤ 税収減を是認する理由等	(分析対象期間: 令和2年度～令和6年度) 本税制特例は、公有水面の埋立てに伴い発生する漁業権等の消滅に対する補償交渉を円滑化・迅速化するものであり、効率的な公共事業を実施し、効果的な社会資本を整備していく上で必要不可欠であるため、税収減を是認する効果を有するものである。
10	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	公有水面の埋立てに伴う漁業権等の譲渡(消滅)は、高い公益性を有する公共事業の実施のために必要となるものであり、本特例措置は、補償金の取得により漁業権等を喪失した法人等が取得した補償金をもって取得した代替資産等に係る租税負担を軽減することで、権利の喪失前後における事業活動や生活に対する影響を最小限にとどめるものである。 漁業権等を喪失した法人等に対する補償は、公有水面の埋立てを行う者により行われることとなるため、国がこれらの補償状況及び代替資産等の取得の有無を逐次補足して補助金等により補填することは非効率であり、また、代替資産の取得に伴い評価換えをして帳簿価額を

			減額した場合の金額等について損金算入を認めず課税する一方で、国の補助金等によりこれを補填することも非効率な手法であることから、本税制特例によることが妥当である。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	他の政策手段はない。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	地方税に関係しない。
11	有識者の見解		—
12	評価結果の反映の方向性		本税制特例は、公有水面の埋立てに伴い発生する漁業権等の消滅に対する補償交渉を円滑化・迅速化するものであり、効率的な公共事業を実施し、効果的な社会資本を整備していく上で必要不可欠であるため、今回の分析対象期間内において適用はなかったものの、引き続き存続すべき制度である。
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		令和2年9月